

第13回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成22年2月8日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員(五十音順, 敬称略)

大田由紀, 財前 博, 谷 敏行, 能登原 勉, 迫 光夫, 原村憲司, 前田きみ子, 向原源一郎, 室井和弘, 山本喜代治

(2) 事務担当者

吉野事務局長, 立川首席書記官, 藤川次席家裁調査官, 三井総務課長(庶務)

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所委員会委員長あいさつ

(3) 新任委員あいさつ, 自己紹介(大田委員, 迫委員, 前田委員, 向原委員, 室井委員)

(4) 委員長代理の指名

委員長は, 委員長代理に山本喜代治委員を指名した。

(5) 協議

ア 「成年後見制度フォーラムin NAGASAKI」の結果について

出された意見等の要旨は別紙1のとおり

イ 少年非行の防止について

出された意見等の要旨は別紙2のとおり

(6) 次回の予定

ア テーマ

後日改めて委員の意見を聴取して決定する。

イ 日程

平成22年9月27日(月)午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(7) 閉会

(別紙1)

(以下、発言者は、◎：委員長、○：委員、□：事務担当者等で略記する。)

□ (アンケートの結果等の説明)

○ 当日参加したが、参加者が多くて驚いた。関心が高いことが印象付けられた。内容的にもよかった。参加者の発言内容を会場内に映し出しており、参加者にとってよかったと思う。アンケート結果によると、諫早や佐世保でも開催してほしいとの意見があり、今後これらの場所での開催も必要ではないか。

それと、登壇者の話の内容が専門的であり、もう少し会場とパネリストとの間でやりとりがあってもよかったのではないかと思った。進行が堅すぎたが、司会者に助けられた面が多かったのではないか。

○ パネリストの人数が多すぎて、内容的にも詰め込みすぎだと感じた。司会者の理解力と説明能力に助けられたのではないか。もっと経験の浅い司会者であったら支離滅裂になっていたと思う。あの時間であの人数のパネリストがいると、台本があって、台本どおりに進む展開がないと入らない。パネリストをあと1、2人減らし、冒頭のDVD上映はいらぬといった次回に向けた整理ができるのではないか。反省を踏まえて、今後の広報活動の在り方という意味では、またやれるとよいと思う。

□ パネリストが多かったという指摘はそのとおりだったと思われるが、主要な関係機関を揃えるということであったので、今回のような人数になった。

○ 裁判所と弁護士会からはそれぞれ2人ずつ参加しているが、1人ずつでよかったのではないか。

□ 確かに裁判所と弁護士会の出席者が複数必要だったのかということがあったかと思われる。その点では欲張りすぎたかなという印象は持っている。

○ パネリストが多いと司会者は均等に話を振っていかないといけないので苦労すると思う。今回はパネリスト同士が顔見知りで、それぞれの立場や内容を理解していたのでスムーズにできたと思うが、これが話すことに慣れていない人であったり、互いに顔見知りでなければ、支離滅裂となる危険性があったと思うので、この点は今後のイベントに活かしていかなければいけないと思う。

また、制度に関心がある世代は、普通の日の昼間は出席できない。おそらく出席者に60歳以上の人が多いというのは、自分が当事者となったときにどうしようかという方々であって、そういう親を抱えている世代は、今回のような時間設定では出席できない。できれば時間帯とか、土曜日、日曜日に開くことも考えないと、実際に制度を使いたいとか、関心がある世代にはなかなかアピールできないと思う。お役所の問題がいろいろあるとは思いますが、そこは柔軟にやらないといけない。しかも、出席した人は2時間聞いて、なるほどこういうことがあるのかと思うだけで、あくまでもきっかけなので、実際にそういう立場になったときに窓口がどういうふうにかかっているかということが問題なのである。失礼ではあるが、フォーラムが成功に終わったので、よかったよかったと言っているが、あくまでもきっかけにすぎないことを認識していただければと思

う。

- ◎ これから先、家裁として需要に応じていくことが課題である。きっかけを作った人のケア、情報提供の必要が確かにあろうかと思う。

裁判員制度の広報を土曜日や日曜日にやった例があると思う。意見が出たようにウィークデーには若い方々は仕事がある。

- この企画は単発なのか、今後もこのような会をステップアップして続ける予定なのか。
- ◎ シリーズ化を考えているものではないが、全くなくてよいのかというのは一つの課題であると思う。少なくともこのフォーラムをやったときには、このフォーラムをやるというだけであったが、絶対2回目をやらないと考えていたわけではないし、特に続編を考えていたというわけではない。

- 私自身もいろいろなイベントを開催した経験がある。先ほど、休日に開催すると参加者が増えるのではないかとの意見があったが、それも確かにないことはないが、このアンケートの結果を見る限りでは、私が休日に開催したときと出席者の年齢構成はあまり変わらないというのが私の感想である。開催をいつにするかというのではなく、いかに事前に周知を図るかが大切かということでアンケートを見させていただいた。

今回は考えるきっかけ作りだったと思うので、次は少人数でよいので、何かセミナーみたいなものを企画してはどうか。今後そのような会に出席してみたい人は名前を書いてくださいということで、そういう人に連絡をとってみると、何か集まりをしてみようかと発展する場合もある。興味がある人は、情報を流しますから名前を書いてくださいということも必要ではないかと考えた。

- 後見、保佐、補助といった成年後見の申立て書式や記載例が入った封筒を50セット以上配布している。

- ◎ もう一つは、相談窓口であるが、フォーラムの開催後、裁判所で相談が著しく増えたということはないようである。市には包括支援センターが13箇所ほどあるとの説明であったが、相談者としては、まず包括支援センターに行ってみようかと思うのではないか。

今回、市、リーガルサポート、社会福祉士会との連携がとれているということはかなり理解いただけたのではないかと思うが、その結果としてどういう動きがあるのかということについては、開催から1か月余り経つが、申立てが急激に増加したということはないようである。

- 市のすこやか支援課に連絡をとったところ、それほど状況は変わっていないということであったが、関係団体の方は、マスコミが取り上げたことによって一定程度、市民に関心をもってもらったということで、ある程度の反響を期待しているということは聞いている。ただ、結果がどうだったかということは、開催から1か月程度であり、振り返りはまだ早いと考えているところである。

- ◎ アンケート結果には諫早、佐世保での開催というのが出てくる。佐世保ではかなりの申立てがあると思うが、少なくとも、裁判所の陣容は本庁と支部とはかなり違う。実情としては、本番だけでなく、準備等にも相当力を出す必要がある。

裁判員は有権者の中からくじで選ばれるのだから、離島の方もいるが、裁判員制度の広報は、準備をして本庁から支部等に出かけて行った。成年後見でもやれるかどうかはいろいろと問題点

はあろうかと思うが、希望者をお断りすることまでは想像してなかった。とにかく皆さんの関心が高く、きちんと対応することを考えていかなければと思う。

- アンケート結果について、(出席者が)個人なのか団体なのかという点では分析していないのか。
- 個人・団体別に集計しているわけではないので、そのような分析はできかねるところである。
- 個人だと単発に終わる感じがするが、団体だと広がっていく可能性があるのではないか。組織が含まれているかどうかの分析がされているかどうかと思った。私は自治会に所属しているが、自治会によってはこういう高齢者の問題に悩んでいる。構成員の半数以上が65歳以上の高齢者であったりする。

自治会の構成はピラミッド構造になっていて、単位自治会、校区自治会、長崎市全体の連合自治会という構造になっている。昨年11月に開かれた自治会のフォーラムでは高齢者問題が話題として挙がっていた。自治会に周知を図る方法もあり、長崎市には自治会を担当する自治振興課があるので、そこに資料を持っていくと回覧で自治会に回る。長崎市と連携されているのであれば、そういう方法も検討されてはどうか。

- ◎ 今回のフォーラムは市と共催で行った。広報のためのツールとして市の広報誌の効果は大きかった。自治会、地域の方々の考え方も考慮することが大切だと思う。
- 打ち上げ花火でよかったよかったで終わってはだめだと思う。どのようにフォローするかというようなところである。家庭裁判所が主催で次を何月にやれとは言わないが、関係者がおっしゃるのは、横のネットワークが大切であるということである。弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、市の包括支援センター、家庭裁判所も含めた横のネットワーク、連携、自治会も入るが、輪みたいなのを考えることはどうか。横の部分を含むような機関があるのかわからないが、話を聞いてみると、いろいろな会合で連携はしているというような意見も聞く。別に家庭裁判所が主催するのではなくても、市でもよいし、弁護士会でもよいから、連携した団体が知恵を絞って集まって何かをやるというのは、誰が主導してやるのかは別として、今回のフォーラムの開催で家庭裁判所が一定のノウハウをもっているのだから、家庭裁判所が核となってやれるのかどうかはわからないが、より輪を広げていけばよい。フォーラムを開催しようという前回の議論のときに、手続論ではなくて、一応名前は聞いたことはあるが、どのような制度であるか逡巡している人の背中を押そうということで、もっと制度を知ってもらおうという趣旨にこのイベントの方向性が変わったと思う。イベントを一発やったのだから、背中をちょっと押した、押し続けるフォローというのが、家庭裁判所だけではなくて、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、市等に期待したい。そういう次のステップが踏めるようなきっかけ作りにみたいなことに、家庭裁判所も汗をかくべきではないかと思う。
- ◎ 裁判所の中でも特に家庭裁判所は外部との関わりが多いと思うが、ただ、そこがもっともっと大切ではないかという意見が、そこをどういう形で、家庭裁判所が核になって、どこまで、どういことをやるか、大切なことだという気はしている。
- 今回はシナリオやDVDの記録があるが、これは裁判所内部の研修に活かせるというよりも、自治体等の高齢者問題で困っているところで活用できるのではないかと分析しているところであ

る。今回は長崎市と協力して開催したが、次に繋げるという点では、ノウハウを周知していきなり伝えていくことは裁判所の方からもやれることだと思う。今後、広報企画を考えていくが、今いただいた意見を活かしていきたいと思う。

- 一般の市民感覚からすると家庭裁判所は怖いところだという感覚なので、気軽に行って相談するところではないし、弁護士のところも1時間いくらと費用をとられてという感覚ではないか。司法書士にしても日頃の日常生活では付き合いがないわけで、やはり急にフォーラムをやったからといって、裁判所での対応が増えることはないと思う。いざそうなったときに、そういえば制度があるのでどうしたらよいかということになると思うので、すぐに数には反映はしないと思う。

一般の人が普段接触してるのは、ケアマネージャーといった方々だと思うが、今回のフォーラムでは利用する側からの声がなかったと思う。登壇者の一人が、若干事例を挙げて話をされていたが、垣根を低くしても、日常の中でサポートしてくれる部分を考えていかなければいけないと思う。

また、DVDを見るとの話があったが、正味1時間半くらいはあると思う。よっぽど関心がある人はともかく、普通の人にはライブだったら見れるが、DVDで見るといってほとんど見ないと思う。頭の中で考えていることと、それを実際にやろうとしていることにギャップがあると思う。こういうことを言って申し訳ないとは思いますが、お役所の感覚と一般市民の温度差を縮めていかなければと思う。

小さなことであるが、当日（予約なしで）来た人の入場を断っていたが、申込者が全員入場した後に空席があるかもしれないので、少し待たせてから判断してよいのではないかと。少し待たせた結果、満杯であれば、申し訳ありませんと言えすむことである。受付の対応を見ながらそう感じた。

- 実は、当日は今指摘があったような、空席の有無が確認できるまで待つていただく対応をした。予約しても来場しない人がいるので、30分ないし1時間くらい待つていただいたが、なかなか空きがない状態であった。中にはもう結構ですと言って諦めて帰られる方がいて、本当に申し訳なかったと思っている。もっと席を準備しておけばよかったと思った次第である。
- 出席者は個人が多かったが、中には団体から動員されてきている人もいるやに聞いた。もし動員されている人がいるのであれば、その分一般の参加者の席は多く確保しておいた方がよかったですのではないかと。思う。
- 予約を受け付けている段階で団体の紹介でとの話があったが、一般の方がなかなか入ってこれないのでということで、受付の段階で申込みをお断りしたことがあった。確かに最初のうちは団体の紹介でという電話があり、配慮をした面はあったが、こちらの想定以上に反響が大きかったこともある。今委員から指摘のあった点もあろうかと思うので、その点は反省点だとは思っている。
- フォーラムというのは、法曹三者とも裁判員制度でうんと経験した。私自身も何度もフォーラムなどを経験した。なぜ参加しないかという、本質的に法律の制度は難しいし、誰も興味がない。興味がないものを聞くというのは、大変なエネルギーがいる。裁判員制度の広報でも一般社会との間には壁があった。フォーラムは一回やると飽きて聞かないので、時間は1時間とか短い

ほどよい。しかも、言葉は、法律家はどうしても厳密性と正確性という点からうんと説明するが、一般人は細かい話は頭に入らないから聞いていない。むしろシンプルで、短い方がいちばんよい。最終的にどのようなことをやったかという点、草の根活動とあって、自治会などを対象とした。

民事は需要があるが、裁判員制度について国民は興味がなかった。だから広報は大変であった。後見制度は需要があるから、知りたい人は沢山いる。裁判員制度の広報を通じて思うのは、一つの団体に行って興味のあることについて話をするのが効果的だと思う。そういう意味で（家庭裁判所は）後見制度のPRはやりやすいのではないかという気がする。民事はやりやすいが、刑事は興味がなく、関わりたくないと思っているところである。草の根的にやれば、いちばんいいのではないかというのが私の感想である。

◎ いただいた御意見は今後の広報活動の参考にさせていただきます。

(別紙2)

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

□ (少年法の趣旨，目的，少年事件の統計数値の説明)

◎ 一般保護事件の新受件数を平成20年と平成21年とで比較をすると，平成20年より平成21年の方が増えている。また，交通保護事件を同様に比較すると，平成21年は平成20年から著しく減っている。総数としては若干減った程度でほぼ横ばいの状況である。

□ (家裁調査官の活動の紹介)

◎ 最近，少年犯罪にあった方のための手続が整備がされ，少年事件に対する世間の目が従来に比べれば厳しくなっているのではないかと指摘されている状況にあるかと思う。家庭裁判所では少年を更生して立ち直らせ，立派な社会人として成人できるように努力を続けているところであるが，立ち直ることができない少年も少なくないと思うところである。

非行を繰り返す少年について，少年を守る地域について，最近の少年についての感想など，参考にしたいので意見をお聞かせいただきたい。

○ 少年非行の定義を教えてください。

□ (犯罪少年，触法少年，ぐ犯少年の各類型について説明)

○ ぐ犯事由というものに何かしぼりはあるのか。

□ (ぐ犯事由，ぐ犯性について説明)

◎ 少年事件は少年の健全育成が目的である。

ぐ犯事件の保護処分でも少年院送致はあり得る。少年院に送致されると自由を制約される。罪は犯していないけれども，収容処遇を受けるという部分だけを捉えると，何か罪を犯していないのに自由を奪われているのではないかという見方もできなくはないと思うけれども，あくまでも要件があって，少年の将来を考えて少年のために行うものである。犯罪行為に対する責任を問う手続ではない。やったことが重たいから刑事罰も重くなる。例えば，少年事件には，懲役刑の量刑が変わってくるといったことはない。

重たい罪を犯すと責任を問うわけではないが，それだけ厳しい教育なり，強い働きかけが必要ではないかと考えられることはあるのだろう。少年であるがゆえに何か不利益を受けることがあっていいのかという問題意識が，そういう意見をおっしゃる方の捉え方もわからないわけではないが，不公平というか，正しくないと思われることがあってはいけないと十分考えているとは思いますが，同じようなことは，成人と少年の共犯で，成人は前科がなく執行猶予がついて社会の中で生活するが，少年は保護処分で少年院送致ということもあり得る。

○ 少年は自分だけで犯罪をやるのではなく，大人と一緒にやることもあると思う。

○ ぐ犯事件は少年事件にだけあって，成人事件にはないものである。ぐ犯事例で多いのは家出である。家出で保護する者が誰もいない状況で，そのまま放っておくと危険な状態になるのではないかと。大人が同じような状況になった場合，それは成人しているのだから，自分で責任を持たなければならない。それができなくても何か刑罰を受けるなり，何かしなければならない自己

責任というものがあると思う。それに対し、少年は同じ状況であっても大人が世話をしてあげるべきではないかという考えが根底にあるかと思う。私が担当した事件のうち、ぐ犯事件の割合は数パーセント、1割にも満たないと思う。だいたい家出が多いが、一つは家庭内暴力の事件があって、暴力であれば暴行であり、ぐ犯にはならないが、暴行は置いて、家を出ているということでぐ犯事件として処理され、私が付添人となったが、母親と連絡をとって本人も家に帰りたいたうので、何とかやり直せないかと説得して、円満に家に帰るということで決着したことがあった。

- 少年の更生に向けてよく取り組んでいると関心したところである。(家裁調査官の)取組の紹介では、裁判所が少年を呼び出すときには、必ず保護者も一緒に呼び出すということであったが、「母親」との言葉が最初に出た。母親だけでなく父親も呼ぶ必要があるのではないかということを感じた。家庭内暴力の場合、いくら母親を注意しても、暴力を振るう父親が一番の原因であったりすることが多いから、母親に注意して勉強させても、それが家庭内で反映できないということとはたくさんある。やはり父親も一緒にしたらどうかと感じた。

もうひとつは、体験させるとの説明があったが、これは非常によいことだと感じた。私は長いこと農林部に在籍したが、最近、温州みかんが売れなくなってきている。なぜかという、皮をむきたくない人が多いからである。八朔の皮がむけないというのであればわかるが、柔らかい皮さえもむきたくないからいちごに走るとか、家庭で何もさせていない。みかんの皮ぐらい自分でむくよう子供に指導すべき母親でさえも、爪が傷つくからとかでむかない。体験があまりにも少ない。だから痛みがわからないという人が非常に多いというのが考えられる。体験の場所というのは、先ほども何点か説明があったが、うんと広げて行って、私が長年従事した農業なんかも、自分が手入れをただけの証明が後で表れてくるのでいいと感じる。自分に力がどれくらいあるかとの自信がつくし、責任をもって評価されるということで、犯罪が減ることもあるのではないかと考えるので、体験の場所、エリアを広げて行ってほしいと思った。

それから、少年の更生に向け、機関との間でどのような連携をしているのか聞かせていただきたい。

- 保護者については、調査の呼出しの際、一般的には、父母を特定しないで呼び出すことが多く、実際に調査に出頭するのは母親が多いが、父親が出頭することもあり、その数も決して少なくはない。

また、事件によっては、例えば、親同士の問題などがあるといったことがある程度記録上明らかかな場合には、あらかじめ父母を特定して呼出しをするなどの配慮をして、個別の事件ごとに進めている。

教育的措置における体験学習の方は、なるべくご指摘のように広げていきたいと考えている。先ほど紹介したように、少しずつであるが保育園や養護施設などに広げていっているところであり、もっと取り組んでいきたいと思っている。

関係機関との連携は、家庭裁判所としても大切な部分であり、実際にも、関係機関と協力してやっていくということが、家庭裁判所の活動の大きな部分を占めている。具体的には、鑑別所、少年院、保護観察所等との協議会を定期的に開いている。また、個別のケースで、保護観察中の

少年や少年院を仮退院した少年が家庭裁判所に係属した場合には、その機関に対し、各機関での処遇内容等を照会し、その結果を踏まえて対応をしていくということをしている。更に、少年たちにとって大きな生活の場となっているのが学校であることから、管内の中学、高校との間でも、定期的に協議会を開催している。生徒指導の先生方に参加していただいて、直面している問題等について意見を交換し、対応を考えていくということをしている。

- 少年事件の数はものすごく減っている。マスコミでは目立つものを取り上げるから、少年は悪化しているのではないかと見えるが、今長崎の少年院は（入院している少年が）非常に少ない。しかもいうことをきく。いろいろと悪いことをしているというが、戦後には多くの少年事件があったし、中には凶悪犯罪も結構あったし、殺人もあった。現在は分母が減っているから、その数は現実にはかなり少なくなっている。その中で目立つものがあるとマスコミが取り上げるから、その原因を説明するのに窮して、いろいろな理由を付けるが、現実には少ない。今、佐世保の少年刑務所などに行っても少年は非常に扱いやすい。暴れたり、実力行使をする場面がなくなった。昔は大変であった。母数が大きければ犯罪が増えるが、現在はむしろ高齢化社会であり、刑務所の方は圧倒的な高齢化社会になって、少年犯罪は私の見方では、昔の悪いときと比べれば、かなりいい。ただ、母数が増えれば犯罪が増える。長崎は母数が少ないから犯罪が少ない。平和なところである。たまに大きな事件があると、説明に窮して、みんなが一体何だろうということになる。全般的にはそういうことが言えると思う。

少年に予防拘束というものはない。社会のためではなく、本人のために保護の見地からやるものであるから、少年犯罪に関しては出てこないのが現実である。むしろ家庭が扱いに困る、学校が困るときにどうするかという話であって、少年院は子供のために一生懸命やっている。おおむね長崎（の少年院）は平和であると言っていると思う。畑仕事などをして、みんな真面目にやっている。ただ、人口が集中する都市部はやはり凶悪化することが現実にある。東京、大阪、名古屋、福岡といったところにはかなり悪質なものがある。

- 少年の保護者の呼出について補足をすると、明らかに非行の度合いが進んでいない場合には、父母の特定をせずに呼び出している。それぞれの家庭の事情で父母のどちらかが出席している。また、先ほどから意見が出ているように、家庭の力というか家庭での取組が少ないと感じるとともに、親が自分自身の生活にいっぱいであるとの感じがする。親の方にも余裕がない。そういう家庭が保てないことが背景にあるのではないかと感じる。親に経済的、精神的にゆとりがない。結局は精神的なゆとりがないという家庭の環境、家庭の問題を含めて変わっていかなければ、少年事件の事件数の推移も変わらないのではとの感想をもっているところである。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成22年2月8日現在

B P W長崎クラブ広報委員長	大 田 由 紀
長崎放送株式会社取締役報道局長	財 前 博
長崎家庭裁判所長	谷 敏 行
医療法人厚生会道ノ尾病院顧問	能登原 勉
長崎県弁護士会所属弁護士	迫 光 夫
長崎家庭裁判所裁判官	原 村 憲 司
長崎県男女共同参画推進センター長	前 田 きみ子
社団法人成年後見センター・	
リーガルサポート長崎支部所属	
長崎県司法書士会所属司法書士	向 原 源一郎
長崎地方検察庁検事正	室 井 和 弘
長崎県立大学国際情報学部特任教授	山 本 喜代治